

御意見を募集します。

「横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針」の一部を改正します。

募集期間 令和6年7月12日～令和6年8月13日

横浜市では、平成28年6月に「横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針」（以下「サ高住指針」という。）を定め、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という）に対して指導を行っています。

この度、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の改正や国のデジタル化の推進の動き等を踏まえ、横浜市のサ高住指針の改正を行います。

#### 主な改正内容（※詳細は新旧対照表をご覧ください）

- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の改正に伴い、必須サービスである状況把握サービス及び生活相談サービスの提供において、一定の要件を満たす場合は日中の有資格者の常駐を不要とします。（指針13(1)コ）
- ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を踏まえ、入居契約書等について、書面に代えて電磁的記録によることができるものとします。（指針19）
- ・感染症等を防止する観点から、職員への衛生管理の研修の実施を義務付けます。（指針12（15））
- ・有料老人ホームに該当するサ高住は一部の規定を除き、有料老人ホーム運営指導指針が適用されることとします。（指針2(6)）

#### 施行予定日

令和6年9月9日

#### 御意見の提出方法

御住所、お名前を明記の上、次のいずれかの方法で御提出ください。（形式は自由です。）

① 郵送

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 24階

横浜市建築局住宅部住宅政策課

② FAX 045-641-4121

③ 電子メール kc-safetynet@city.yokohama.jp

#### その他

①お電話での御意見の受付はできません。

②いただいた御意見は、個人情報を除き公表することがありますので、あらかじめ御了承願います。

③いただいた御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

④御意見の提出に伴い取得した電子メールアドレス、FAX 番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理します。

# 意見提出書

令和 年 月 日

建築局住宅政策課 へ

郵便番号：〒 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
住所： \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
氏名： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_  
電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針の改定（案）に関し、以下のとおり意見を提出します。

（別紙に記載する場合は「別紙に記載」と明記し、意見を記載した別紙を添付してください。）

意見の内容

- 注1：法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 注2：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙に記載する場合は、ページ番号を明記してください。
- 注3：いただいた御意見は、個人情報を除き公表することがありますので、あらかじめ御了承願います。
- 注4：ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けいたしていません。また、いただいた御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- 注5：御意見の提出に伴い取得した電子メールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理します。